未定稿

熊本市新型コロナウイルス感染症
対応報告書（案）

（要約版）

（令和2年11月策定
令和3年　3月更新）

令和３年３月
熊本市

目次

１ 策定趣旨 1
２ 本市における感染状況 1
３ 取組・対応の概要 2
（１）相談・検査・医療提供体制 2
① 帰国者・接触者相談センター 2
② 帰国者・接触者外来 2
③ ＰＣＲ検査 2
④ 積極的疫学調査 2
⑤ クラスター対策 3
⑥ 熊本市民病院（感染症指定医療機関）の対応 3
⑦ 入院協力医療機関 3
⑧ 宿泊療養施設の確保 3
⑨ 医療提供体制の見直し 4
⑩ 発熱患者への対応 4
⑪ 救急対応 5
⑫ 保健所の組織体制 5
（２）予防・まん延防止 6
① 医師等から構成される専門家会議の設置とリスクレベルの策定 6
② 情報発信（市民向け広報・啓発等） 6
③ 感染者及び関係者等への人権侵害や風評被害 7
④ 外出自粛要請 7
⑤ 学校 8
⑥ 保育所・児童育成クラブ・子育て支援等 8
⑦ その他の福祉施設 9
⑧ 市有施設の利用休止 9
⑨ 市主催事業等の中止・延期 10
⑩ 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策 10
⑪ 避難所対策 11
⑫ 公共交通における予防・まん延防止対策 11
⑬熊本市中心市街地における感染防止対策 12
⑭ 高齢者施設等従事者へのＰＣＲ検査の実施 12
⑮新型コロナワクチン接種体制の整備について 12
（３）市民生活及び地域経済の安定の確保 13
① 物資及び資機材の備蓄等 13
② 市民生活、生活支援（特別定額給付金、生活困窮者支援等） 13
③ 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等） 13
④ 児童生徒の学習機会の確保 14
（４）実施体制 15
① 危機管理体制・対策会議等の運営 15
② 組織体制・応援体制 15
③ 県と市の連携・役割分担 16
参考 熊本市の感染症対策に関する主な出来事 17

１ 策定趣旨

本報告書は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を評価・検証し、次の感染の波に備えるとともに、本市の感染状況やその状況に応じて実施した対策を記録として残し、後世に伝えていくことを目的として作成する。

※未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、感染状況に応じ適宜対策を講じている途上にあるため、本報告書は、未定稿として現時点の対応をまとめたものである。

２ 本市における感染状況

○令和２年２月21日に熊本市内で初めて感染者が発生し、４月26日までの間、飲食店や医療機関等において連日のように感染者が確認された。その後は、５月８日の１例を除き７月19日まで感染者は確認されなかった。

○令和２年７月20日には、２か月半ぶりに感染者が確認された。９月中旬には一旦縮小傾向となるが、９月末から接待を伴う飲食店でのクラスターが多発するなど、中心市街地の繁華街を中心に再び感染は拡大した。

○令和２年12月下旬には、介護老人保健施設で大規模クラスターが発生するなど急拡大し、令和３年１月８日時点で周産期医療等の特別な配慮が必要な方への確保病床を除いた一般の病床使用率は、95.7%とほぼ満床となり、医療体制は極めて危機的な状況に陥った。

○令和３年１月10日には、本市独自の「医療非常事態宣言」を発令し、１月14日には、県独自の「緊急事態宣言」が発出され、少人数での会食や高齢者等重症化リスクのある方々の不要不急の外出自粛など、改めて市民に対し感染防止対策の徹底をお願いした。

○令和３年２月１８日には、新規感染者が減少し、病床使用率も改善したことから、「医療非常事態宣言」を解除し、同日、県独自の「緊急事態宣言」も解除された。

〔熊本市の感染状況と病床利用率の推移〕 （単位：人）

R2 年	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
人数	4	8	27	1	0	38	148
9 月	10 月	11 月	12 月	R3 年 1 月	2 月	R2 年 2 月-R3 年 2 月計	
33	155	118	561	690	47	1,830	

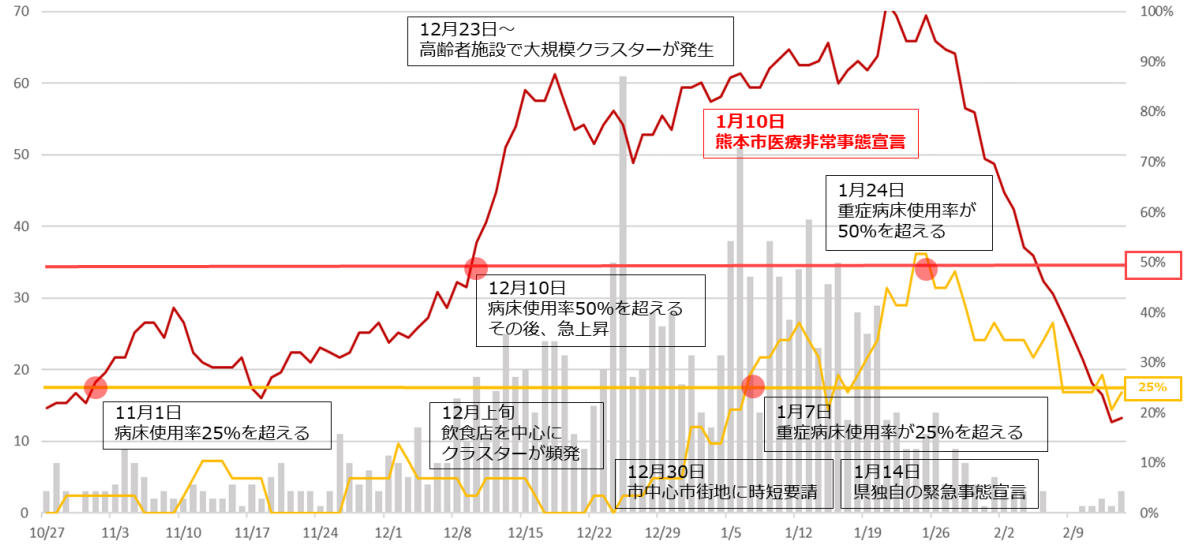

３ 取組・対応の概要

（１）相談・検査・医療提供体制

① 帰国者・接触者相談センター

○令和２年１月 30 日に保健所内に一般相談窓口を開設し、２月３日には「帰国者・接触者相談センター」に、４月 13 日以降は「新型コロナ相談センター」に名称を変更した。

○令和２年11月１日以降は、相談業務を行う保健師を疫学調査等に集中させるため、一般相談や苦情への対応等を、県市でコールセンターに業務委託し、「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」を開設した。

② 帰国者・接触者外来

○令和２年２月８日に帰国者・接触者外来を設置し、２月25日には５医療機関に協力いただき、疑い患者への外来診療に必要な体制を確保した。７月１日には熊本市医師会と連携し、地域外来・検査センター（熊本市医師会ＰＣＲセンター）を設置した。

○令和２年９月から１１医療機関に協力をいただき、外来診療・検体採取を行う検査協力医療機関を設置した。

③ ＰＣＲ検査

○令和２年１月31日から環境総合センターにおいて40検体/日の検査能力でＰＣＲ検査を開始。以降、検査員や事務員の増員を行い、その後も運用の改善や新たな装置の導入等により、令和３年２月末時点の検査能力は300検体/日となっている。

○令和２年４月 27 日付で㈱ＣＩＳ熊本中央研究所、５月１日付で熊本大学病院、12 月１日付で、熊本大学（大学院生命科学研究部）および㈱エスアールエルとも行政検査業務を委託し、感染拡大に備え検査体制を強化した。

〔検査実施数の推移（熊本市実施分）〕 （単位：件）

R2 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
0	83	541	1,487	460	212	848	3,478
9 月	10 月	11 月	12 月	R3 年 1 月	2 月	R2 年 1 月-R3 年 2 月計	
2,029	2,697	2,499	6,671	10,313	1,689	33,007	

④ 積極的疫学調査

○患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴、接触者等を調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握などを行い、クラスターの発生が推定された際には、ＰＣＲ検査の対象者の範囲を拡大して実施した。

○令和２年12月以降のいわゆる第３波では、１日の最大感染者数が60人を超え、感染者の背景は様々であることから、調査に協力をいただけない場合や公表の了解を得られないなど対応が困難なケースもあった。

⑤　クラスター対策

○クラスターの発生が見込まれる場合は、施設の同意の下、積極的に施設名の公表を行い、利用者などの不特定多数者に保健所への相談を促すことで、更なる感染拡大の防止に取り組んだ。

○高齢者施設における利用者の検体採取では、認知機能の低下から拒否されるなど、介護度の高い対象者の協力を得ることが困難な場合が多く、時間とマンパワーを要した。

⑥　熊本市民病院（感染症指定医療機関）の対応

○令和２年１月 27 日には、中国における患者急増や日本での初期発生例を踏まえ、患者受入訓練を行い、院内対応時の感染防護具の着脱訓練等受入体制の準備を進めた。

○感染防護具の急激な需要の高まりにより、一時的にサージカルマスク・N95マスク、ガウン等の入荷が滞るなど、感染防護具の安定的な確保が課題となった。

○感染症病床を８床有していたが、入院患者の増加に対応できるよう一般病床28床を加え36床で入院対応を行ってきた。患者の増加に伴い看護師等の医療スタッフが不足し、患者急増時には、熊本大学病院から派遣協力を得て対応した。

⑦　入院協力医療機関

○令和２年２月以降、熊本県においては、感染症指定医療機関を中心に病床確保を進め、４月16日時点で312床、同年７月26日時点で400床が確保された。県の調整本部を中心として、感染症指定医療機関と受入協力医療機関の連携強化が進められたが、認知症や精神疾患、透析患者や小児、周産期の感染者の病床確保は困難を極めた。

○令和２年12月以降、老人保健施設等でクラスターが発生するなど感染者が急増したことから市内の病床は満床状態となった。県市合同で病床確保を依頼し、12月１日時点で96床だった市内病床は、令和３年３月５日時点で136床へと増床した。

○令和３年３月時点で、退院基準を満たした後もリハビリ等で入院が必要な患者の受入れを行う後方支援医療機関13医療機関を確保した。

〔熊本県内の病床数の推移〕

（R２年２月１日）167床→（R２年４月16日）312床→（R２年５月17日）378床
→（R２年７月26日）400床→（R２年12月18日）420床→（R３年１月12日）433床
→（R３年１月22日）440床→（R３年２月10日）473床→（R３年３月５日）505床

〔うち熊本市内の病床数の推移〕

（R２年12月１日）　96床→（R２年12月18日）106床→（R３年１月12日）112床
→（R３年１月22日）119床→（R３年２月10日）127床→（R３年３月５日）136床

⑧　宿泊療養施設の確保

○令和２年４月、熊本県が宿泊療養施設の公募を行い、県内の16施設と協定を結び1,430室を確保した。全ての患者が感染症指定医療機関又は協力医療機関へ一旦入院すること

を原則とし、その上で医師の所見をもとに宿泊療養施設入所者をスクリーニングするという、熊本独自の実施体制を構築した。

○令和２年６月24日には県市合同で宿泊療養施設での模擬訓練を実施した。令和３年２月１日より第１棟目（60室）が本市の単独運営となった。令和３年２月20日現在、県内に４棟（380室）の宿泊療養施設が設置されている。

⑨　医療提供体制の見直し

○第３波により、入院等ができない自宅待機者が最大で160名を超える事態となったため、令和３年１月24日に県市合同専門家会議を開催し、患者の症状等に応じて適切に入院・療養先を調整するため、入院・宿泊施設・自宅療養の基準を見直した。

○重症・中等症の患者等が確実に入院できるよう、入院患者受入病床の更なる確保、後方支援医療機関の確保、入院等待機者をはじめ宿泊療養者・自宅療養者の症状悪化に速やかに対応できるように外来診療機関の確保に取り組んだ。

○自宅療養者への適切な支援として、パルスオキシメーターの配布や、「熊本県療養支援センター」への健康観察の委託、食品・日用品の提供体制を整備した。

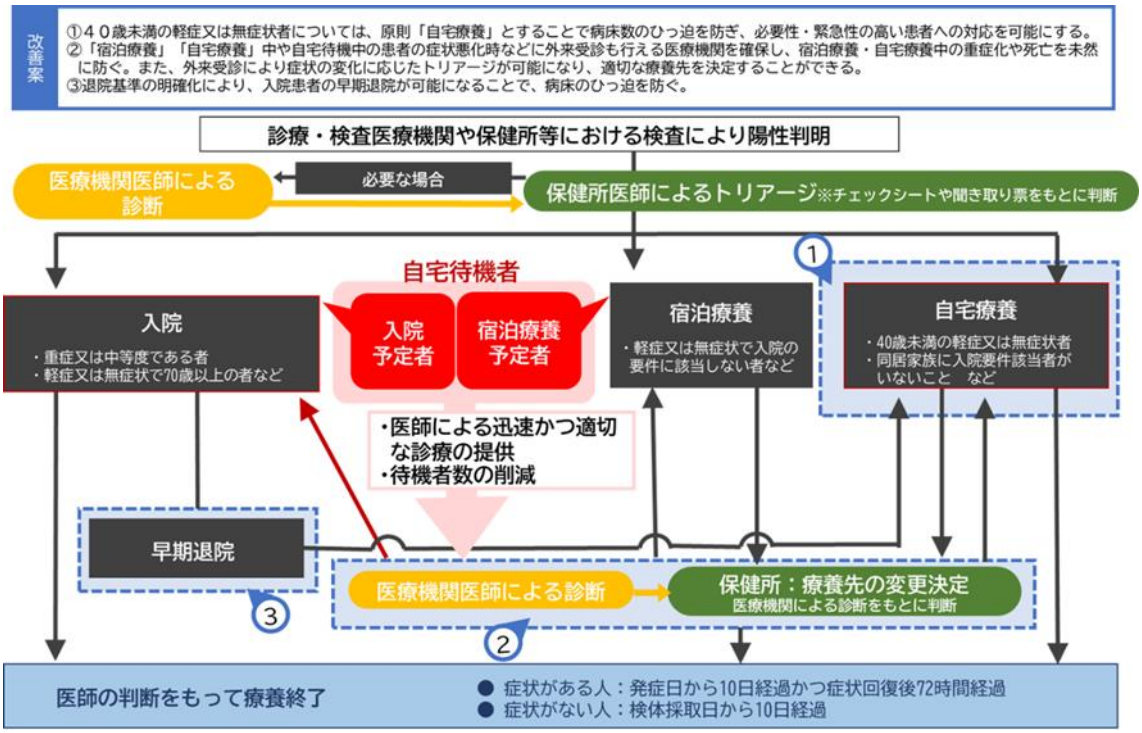

▲　自宅療養を含めた医療提供体制のフローチャート

⑩　発熱患者への対応

○当初は、多くの医療機関において感染対策が困難であるとの理由で発熱患者を受け入れることができない状況が生じたことから、保健所は帰国者・接触者外来の受診調整に追われた。次第に発熱患者への診療体制を独自にとる医療機関も増加した。

○インフルエンザ流行に備えた体制整備を進めるため、熊本市医師会と連名で各医療機関に対するインフルエンザ流行に備えた体制整備の説明会を実施し、令和２年10月12日に

は第一回目の「診療・検査医療機関」として127医療機関を指定した。(令和３年３月１日時点で277医療機関)。

○あわせて、相談する医療機関に迷う発熱患者等からの相談に対応する「熊本市受診案内センター」を、熊本市医師会に運営を委託し、市民の円滑な受診行動につながる外来受診体制を確保した。

⑪　救急対応

○消防の救急搬送においては、119番入電時に37.5℃以上の発熱と呼吸器症状の有無を聴取し、救急隊へ感染防止対策を取るよう情報提供を行い救急隊の感染防止に努めた。

○救急隊は標準感染予防策に加え、N95マスク・感染防護衣（下）・シューズカバーの着装や活動後の車内及び使用資機材の消毒を徹底することで、市民及び救急隊員の感染防止を図った。

○陽性患者の救急搬送に関しては、保健所からの連絡体制を一元化し、救急課で収集した情報を情報司令課及び救急隊と迅速に共有する体制を確立した。事前に医療機関と進入路や停車位置、申し送りの方法等を協議したことが、スムーズな搬送に繋がった。

▲　救急隊の感染防止

⑫　保健所の組織体制

○４月13日に「新型コロナウイルス感染症対策課」を設置した。帰国者・接触者相談センターへの相談や積極的疫学調査、入院調整等に加え、検査体制の整備、医療提供体制の確保など多忙を極めた。特に、健康相談や医療機関との調整、積極的疫学調査など、保健師等の専門職の業務量が非常に多く、職員の健康管理が課題となった。

○中心繁華街を対象とした感染防止対策の実施、ワクチン接種の準備などの新たな業務を行うにあたり、段階的に人員体制を強化した。

○令和２年 12 月から令和３年１月にかけ、感染者が爆発的に増加したため、区役所からの保健師派遣をはじめ全庁的な職員派遣体制を整備するなど、職員を総動員して業務にあたった。

▲　新型コロナウイルス感染症対策課

（２）予防・まん延防止

①　医師等から構成される専門家会議の設置とリスクレベルの策定

○令和２年３月24日に医学的見地等からの助言を受けて感染症対策を講じていくために、「熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を設置した。（専門家会議は、令和２年４月３日以降、県と合同で開催）

○令和２年３月31日に本市における感染防止対策の判断基準を設けるべきとの専門家会議の意見を踏まえ、本市独自のリスクレベルを設定した。市民に感染状況を分かりやすく伝え、行動変容を促すとともに、必要な対策を講じる上で役割を果たした。

○徐々に新たな知見が明らかになり、令和２年９月24日には、熊本市議会からリスクレベルの見直しに関する提言があり、10月24日の熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での意見を踏まえ、10月26日に熊本県リスクレベルに一本化した。以降県市連携してリスクレベルとそれを踏まえた対策を発表している。

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は、感染状況の傾向（拡大・縮小）を踏まえ、総合的に判断する。

リスクレベル	本市の判断基準	具体的な対策例	拡大傾向	縮小傾向
レベル４ 特別警報	市内で ①リンク無し感染者 ４名以上 かつ ②新規感染者 ５名以上	レベル３の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請	感染拡大リスクの高いものから対策を強化	感染拡大リスクの低いものから対策を解除
レベル３ 警報	市内で ①リンク無し感染者 ２名以上 かつ ②新規感染者 ３名以上	レベル２の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請		
レベル２ 警戒	市内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル３に該当しない場合	レベル１の対策に加え ・感染拡大リスクを高める３つの密のいずれかに該当する催事の自粛 ・不特定多数が利用する市有施設の閉館		
レベル１ 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②市内では新規感染者が未発生	レベル０の対策に加え ・３つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・相談窓口の周知		
レベル０ 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践		

※「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。
※ レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。
※ ３つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）。

▲　本市独自のリスクレベル（３月 31 日決定、６月３日一部修正）

②　情報発信（市民向け広報・啓発等）

○本市１例目の感染者が判明した令和２年２月21日から同年11月１日までは、その都度市長記者会見または記者レクチャーを行い（令和２年11月２日以降は報道資料で公表）、感染者の行動履歴などの詳細は、感染発表翌日に記者レクチャー等で公表した。会見動画は、本市のYouTubeチャンネルにおいて同日中に配信を行い、会見録は、市長発表項目を同日中にＨＰに掲載し、質疑応答分は一週間後を目途に掲載した。

○令和２年４月22日に「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を開設した。市公式ＳＮＳであるLINE、Twitter、Facebookで最新情報の発信を行うなど、迅速かつ正確な情報発信を行った。

○外国人向けに、熊本市外国人総合相談プラザのホームページや災害時外国人支援システム（K-SAFE）によるメール配信を通じて、随時多言語による情報提供を行った。あわせて、熊本市国際交流会館において、ポスター等の掲示による情報提供を行った。

▲　熊本市新型コロナウイルス感染症情報サイト

③　感染者及び関係者等への人権侵害や風評被害

○本市においても感染者やその家族をはじめ関係する医療機関や事業所において誹謗中傷や風評被害の事案が発生し、法務局を除く県、市の人権担当部署に寄せられた相談は、令和３年２月末現在、79件となっている。

○こうした行為を重大な人権侵害事案と捉え、早い段階から、市政だより、市ホームページをはじめ、新聞やテレビＣＭなど様々な機会を通してコロナ差別に特化した啓発を行うとともに法務局が設置している人権相談窓口の周知を行った。

④　外出自粛要請

○令和２年４月 16 日に緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大した時期には、平日を含む不要不急の外出自粛の徹底、特に繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛の徹底、感染が拡大している地域との往来をしないことの徹底を市民に対して呼び掛けた。

○感染者が減少傾向となった令和２年５月下旬においても、月末までの不要不急の旅行や県境をまたぐ移動を避けるとともに、令和２年６月１日以降も感染が拡大傾向にあった首都圏等への移動は慎重に対応するよう呼びかけを行った。

○以降、感染状況を踏まえた外出自粛を含む様々な行動自粛等の協力要請については、市民への周知徹底の効果を考慮して、新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の市長記者会見等において発信してきた。

⑤　学校

○令和２年３月２日からの市立学校等の臨時休業は、同年５月31日まで実施した。プリント等を用いた家庭での学習を基本としながら、４月15日からは全小中学校（小学校３年生～中学校３年生）でオンライン授業を開始したほか、学習支援特別番組（くまもっとまなびたいム）の放送など、子どもの学習機会の保障に取り組んだ。

○令和２年６月１日からの１週間は半日程度の慣らし登校の期間とし、６月８日から全面的に教育活動を再開。学校給食及び児童育成クラブは６月１日から、部活動は６月８日から活動を再開した。

○感染防止対策は、本市教育委員会で作成した感染防止対策等のガイドラインを学校へ通知。文部科学省が策定した衛生管理マニュアルの改定に合わせて修正を行いながら対応している。

学校再開にあたっての確認事項

	チェック	基本的な事項の確認
1	□	マスクの予備は確保できている
2	□	消毒液は確保できている（アルコール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウム液）
3	□	健康観察等の体制づくりができている
	□	①記録用紙（健康観察表）
	□	②家での体温測定を忘れた幼児児童生徒への対応
	□	③発熱等があった場合の体制づくり（別室の確保、担当者等）
	□	④保護者への連絡体制
4	□	基本的な感染症予防対策について幼児児童生徒及び教職員へ周知できている 【咳エチケット、手洗い、マスクの着用、登園・登校（出勤）前の体温測定、かぜ症状がある場合は登園・登校（出勤）を見合わせる等】
5	□	学校医・学校薬剤師等と連携して保健管理体制を整えている
	チェック	教室等の環境整備
6	□	教室等の換気はできている
7	□	教室等の清掃及び消毒はできている（令和２年３月４日付事務連絡参照）
	□	①床にゴミが落ちていない
	□	②ゴミ箱が空になっている
	□	③よく触れる箇所の消毒ができている （机、椅子、照明スイッチ、ドアノブ、窓の縁、階段の手すりなど）
8	□	座席間は可能な範囲で間隔を確保できている（１m以上離す等）
9	□	手洗い場・トイレの石鹸が整備されている

【参考】咳エチケット（厚生労働省ホームページより）
咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること

▲　学校再開に当たっての感染防止対策

⑥　保育所・児童育成クラブ・子育て支援等

○令和２年３月２日から市立学校等が臨時休業する中、保育所等や児童育成クラブは、保護者の就労や介護等の理由により家庭保育ができない子どもが利用する施設であることを考慮し、新型コロナウイルス感染予防に留意しながら子どもの受入を継続した。

○保育所等は、国の緊急事態宣言の発令を受けて、令和２年４月８日から５月31日までの間、登園を自粛するよう保護者へ要請した。

○児童育成クラブも令和２年４月８日から同年５月31日まで閉鎖した。一方、小学校３年生以下の児童を持つ保護者が、医療機関、介護施設、保育所、警察及び消防の従事者で、家庭で見守ることが困難である場合及び教育委員会が支援をすることが必要と認めた場合は、学校の管理下で児童を預った。

○児童館や子育て支援センター等の子育て支援施設は、令和２年３月４日から同年５月31日までの間休館した。電話による子育てに関する相談事業は継続して実施した。

○病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（一般預かり）は休止せず、継続して実施した。

⑦　その他の福祉施設

○生活困窮者等自立支援事業所、保護施設、児童養護施設等の利用者・職員、窓口来所者の感染拡大を防止するため、マスクや消毒液購入経費等への補助や、本市で購入したマスク・消毒液の提供を行った。

○障害福祉サービス事業所等の職員及び利用者へは国からもマスクが配布されたが、大人用のみであったため、感染拡大の影響により収入が減少している就労支援事業所に子ども用マスクを発注し、放課後等デイサービス利用者に対して配付した。

○障害福祉サービス等事業所等が、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施した。面会自粛等が続いている施設に入所されている方とそのご家族の方とが面会できる環境を整備するためのオンライン面会支援事業を実施した。

○放課後等デイサービス事業所では、令和２年３月の特別支援学校等の臨時休業に伴い、定員を超えての受入や長時間の受入を行ったほか、コロナの影響により増加した利用者負担への補助を行った。感染拡大に伴い、同年４月９日から５月末まで利用自粛を要請した。臨時休校に伴い放課後等デイサービス等を利用できず、かつ保護者が一緒に過ごすことができない家庭を対象に日中預かり先を緊急措置として確保した。

○高齢者福祉施設に対し、感染症に係る情報提供、感染予防の指導、サービス継続や介護報酬の取扱いに関する周知を行った。面会自粛等が続いている施設に入所されている方とそのご家族の方等との面会ができるオンライン面会支援事業を実施した。

⑧　市有施設の利用休止

○市有施設は、令和２年２月28日以降、休館・利用休止とし、指定管理施設において発生するキャンセル料等の減収分は、国内感染発生日まで遡って市が負担した。その後、屋外施設を５月14日以降、屋内施設を５月21日以降再開し、感染防止チェックリストの各項目を満たすことを再開の条件とした。

○令和２年８月４日には、リスクレベルがレベル４特別警報へと引き上げられたことから、８月６日以降、高齢者の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止した。その後、９月23日にレベル３警報となり、257施設を順次再開した。

○令和２年12月中旬には、リスクレベルがレベル５厳戒警報へと引き上げられたことから、12月19日以降、257施設を休館・利用休止した。更に令和３年１月15日から、熊本城と動植物園を閉館し、市有施設の開館時間を原則午後８時までとし、収容人数が定められている市有施設は、収容率を50％以内に制限した。

○令和３年２月17日の熊本市医療非常事態宣言の解除を受け、熊本城や動植物園をはじめ、休館・利用休止していた施設を順次再開し、市有施設の開館時間を午後８時までとする利用制限等を解除した。

⑨　市主催事業等の中止・延期

○令和２年２月21日、本市１例目の感染者の確認を受け、本市が主催する行事は当面の間、原則延期又は中止した。民間団体や企業には、延期又は中止の検討を要請した。５月14日以降の市施設の再開にあわせて、市主催イベントもしくは市施設を会場とする民間主催イベント等の感染症防止対策チェックリストを策定した。

○国からイベント等の段階的な要件緩和等が示されたことを受け、令和２年６月18日に「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」を策定するとともに、上記チェックリストを国に準じて改訂した。

○令和２年12月以降の感染拡大に伴い、元旦の熊本城の迎春行事を中止するとともに、熊本市成人式や消防出初式などを含む市主催の全イベントを中止した。その後、熊本市医療非常事態宣言の解除を受け、同年２月18日から順次再開した。

⑩　庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

○庁舎の出入口等に手指消毒用の消毒液を設置し、窓口カウンターにはビニールシートやアクリル板を設置。職員のマスク着用の徹底と来庁者へのマスク着用の協力をお願いするなど飛沫対策を実施した。令和２年３月からは午前10時と午後３時に、庁内放送にて１時間おきの一斉換気を呼び掛け、職場での感染防止を図った。

○区役所窓口では、令和２年４月20日から５月15日にかけて、「郵便請求の利用促進」「証明書の原則郵送交付」「中央区及び東区区民課窓口の開庁時間短縮」を行った。中央区及び東区区民課窓口は、郵送対応の人員確保と職員が感染した場合でも窓口業務を継続するため、開庁時間を半日に短縮した（午前と午後の隔日）。５月18日以降は、中央区及び東区区民課窓口の開庁時間短縮を午前９時～午後４時に拡充した。

○開庁時間短縮を行った中央区及び東区の証明書発行窓口は、証明書交付数が実施期間中約４割減少したものの、窓口職員も通常の半分で対応していたため、窓口で密集状態や滞留時間が長くなった。住民異動窓口は、特別定額給付金に関連した電話や窓口での問い合わせが多数発生し、令和２年４月20日から24日にかけて、待ち時間が最大１時間20分（平均約50分）と３、４月の住民異動手続きが多い繁忙期並みとなった。

○職場における密閉・密集・密接の３密を避け感染拡大を防止する対策として、令和２年４月８日より全職員を対象に臨時的在宅勤務を実施した。

⑪　避難所対策

○全ての指定避難所へマスクや手指消毒用アルコール、非接触型体温計の資機材を調達し、基本避難所にパーティション及び敷マットを配備した。避難所開設・受入時に必要な対策等を整理した「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を作成した。

○令和２年６月８日に指定避難所である南部公民館を利用して、避難所運営実動訓練を開催した。濃厚接触者等が避難するための「保健避難所」を各区に１ヶ所設置し、避難所での感染対策を行った。

○令和２年８月１日には、各避難所において「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」をもとに、地域・施設管理者・避難所担当職員が連携し、受付や避難スペースの配置等の確認を行った。

⑫　公共交通における予防・まん延防止対策

○市電は、緊急事態宣言後の利用者の減少により、令和２年４月 25 日以降、平日夜間を一部減便、土曜を日祝ダイヤで運行。令和３年１月 25 日からは、利用が減少している平日の昼間帯、夜間帯及び深夜帯を中心に減便し、毎時間同じ時刻に運行するラウンド化を図り、分かりやすいダイヤとした。

○令和２年４月 23 日～７月 31 日の間､貸切バスを活用した臨時急行バスを運行したほか、利用者に時差出勤や混雑回避の参考としていただくため、同年７月１日から車内の混雑状況をホームページで公表した。

○民間の路線バス事業者や鉄道事業者に、車両清掃時につり革や手すりなど車内の消毒を実施するほか、運行中の窓開け等の車内換気を行うよう周知するとともに、タクシー事業者に、車内消毒の徹底や、運転中の窓開け等の車内換気に十分留意するよう周知を行った。

〔市電及び臨時急行バスの利用者の推移〕

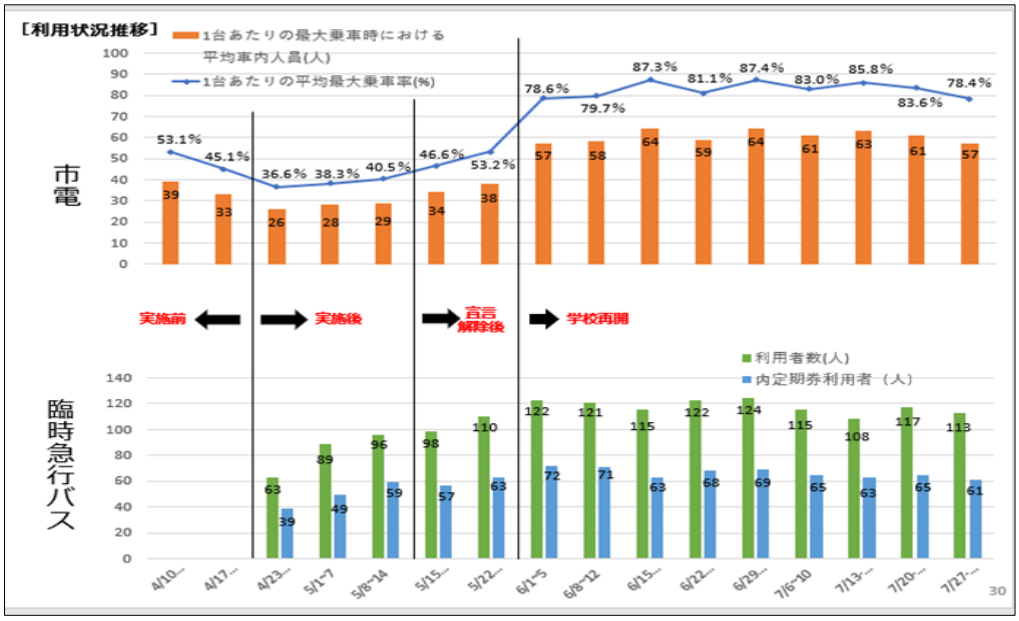

⑬熊本市中心市街地における感染防止対策

○令和２年８月５日から７日にかけて、県市で連携し、接待を伴う飲食店を戸別訪問し、業種別ガイドラインの実地検査などの対策を講じ、９月９日からは中心市街地飲食店の従業員を対象にした「熊本市中心市街地飲食店従業員ＰＣＲ検査」を開始した。

○同年10月以降、再び感染が拡大したことから、中心市街地の接待を伴う飲食店を戸別訪問し、従業員のＰＣＲ検査、感染拡大防止実践店の登録勧奨等について積極的にアプローチし、商店街等の関係者との意見交換会や感染防止対策勉強会を開催した。

▲　中心市街地のＰＣＲ検査スポット

○その後も、中心市街地の飲食店を中心とするクラスターが頻発したことから、12月９日から、保健所の職員が接待を伴う飲食店に直接出向き、店舗内でＰＣＲ検査が受検できる「緊急出張ＰＣＲ検査」を開始した。

○令和３年２月以降は、同年２月26日に栄通繁栄会とタイアップして商店街の役員と保健所職員が一緒に店舗を訪問してＰＣＲ検査や感染防止対策のアドバイスを行った。若者に対する感染防止対策として、熊本市内各大学と連携し感染防止対策の動画配信に加え、中心市街地の飲食店でアルバイトする学生が気軽にＰＣＲ検査ができるよう大学構内に「ＰＣＲ検査スポット」を設置した。

⑭　高齢者施設等従事者へのＰＣＲ検査の実施

○高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応等が重要であり、令和３年１月より、重症化するリスクが高い高齢者施設の入所者等への感染を防ぐため、高齢者施設・障がい者施設・医療施設の従事者に対しＰＣＲ検査を実施している。

⑮新型コロナワクチン接種体制の整備について

○本市におけるワクチン接種の体制は、熊本市医師会や鹿本医師会の協力のもと、市民にとって「身近で安心」な医療機関での個別接種を中心とした体制を構築するため、令和３年２月末現在で約350箇所の医療機関における接種体制を確保している。

○あわせて、かかりつけ医を持たない方や、国からのワクチン供給量や時期に応じて柔軟に対応するために、市有施設及び商業施設を合わせた６箇所を集団接種会場として選定し、準備を進めている。

▲　令和3年3月19日　ワクチン接種訓練

（３）市民生活及び地域経済の安定の確保

①　物資及び資機材の備蓄等

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和２年２月中旬頃からマスク・消毒液等衛生資機材が不足する状況となり、同年３月中旬には市場にほとんど流通しない状況となった。

○令和２年４月以降は、国からの供給が継続的に実施されたこと、市場における流通が徐々に回復してきたこと等により、防護服やサージカルマスク等の備蓄が進んだ。

②　市民生活、生活支援（特別定額給付金、生活困窮者支援等）

○令和２年３月には、市長自ら事業者へのヒアリングを行うなど、刻々と変化する市民・事業者の要望に応えるよう取り組むとともに、特別定額給付金など国からの支援については、可能な限り迅速に市民の方にお届けするよう努めた。

○特別定額給付金は、令和２年５月１日から申請受付を開始し、９月末には、給付辞退や書類不備等による不受理・保留を除く99.5%の世帯に給付を行った。

○子育て世帯への臨時特別給付金は、令和２年６月に給付を開始し、９月30日時点で99.9%の給付が完了した。ひとり親世帯臨時特別給付金は、８月より支給を開始し、令和３年３月末までに支払いを完了した。

○本市独自の熊本市児童扶養手当臨時特別給付金は、令和２年８月に給付を行い、９月30日時点で99.9%の給付が完了した。県によるひとり親世帯への生活支援給付金は、令和２年10月に給付を開始し、令和３年３月末までに支払いを完了した。

③　経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

○宿泊客や来街者の減少、イベント等の中止などにより、多くの事業者が影響を受ける中、国に対し緊急の経済対策を要請するとともに、本市の経済活動の維持継続・再建に向けた支援に早急に着手した。

○令和２年３月２日に発表した、本市独自の緊急対策の第１弾である熊本県と連携した金融支援策等を皮切りに、経済団体や農業関係団体等との複数回の意見交換会やヒアリング、各団体等から提出された要望を踏まえ、12弾にわたる緊急対策として、切れ目のない多様な支援を実施した。

④　児童生徒の学習機会の確保

○臨時休業期間中は、児童生徒が家庭で学ぶことができる学習方法の具体例を示し、児童生徒や保護者に周知を行った。臨時登校日には家庭学習で利用可能な教材（冊子・プリント等）の配付、教育センターホームページにて個人のパソコンやタブレット端末から利用できるドリルやおすすめ学習サイトの紹介などを行った。

○令和２年４月15日以降、全小中学校（小学校３年生～中学校３年生）を対象にしたオンライン授業を開始した。不足する端末は、各家庭の端末の活用等により対応した。

○民放各局及びＮＨＫの協力のもと、学習支援特別テレビ番組（くまもっとまなびたいム）を計47回行い、同番組の視聴とオンライン授業を組み合わせた学習課題例のほか、番組の再視聴ができるよう、動画データを教育センターホームページにて公開した。

○学校再開後は、各学校において、欠席や出席停止中の児童生徒に対して、教室の授業をライブ配信する等の取組をできるところから工夫して実施するよう通知した。

○児童生徒の１人１台タブレット端末等整備は、令和３年１月に整備が完了し、退職教員や大学生等を活用したきめ細かな学習を支援する学習指導員の配置を行った。

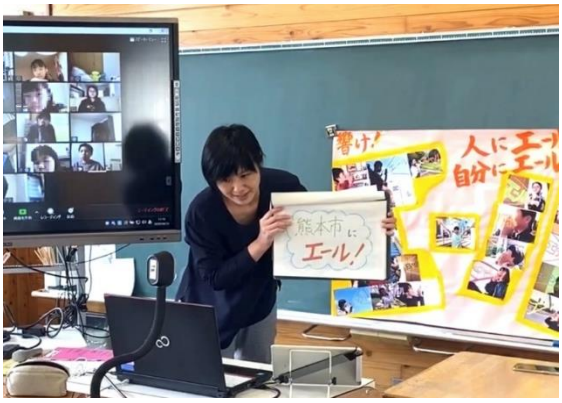

▲　オンライン授業

（４）実施体制

①　危機管理体制・対策会議等の運営

○令和２年１月27日、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱に基づき対策本部を設置し、その後、国が緊急事態宣言を発出した令和２年４月７日以降は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく法定対策本部へ移行し、必要に応じ対策本部会議を開催した。

○対策本部会議後に市長記者会見を実施し、行動自粛に関するお願いをはじめとする感染拡大防止対策や、コロナ禍で苦しむ市民や事業者への支援制度等の情報を適切に発信することができた。

▲　リモートによる対策本部会議の実施

②　組織体制・応援体制

○保健所体制業務の強化を図るため、令和２年３月２日感染症対策課に４人の担当を人員配置するため兼務発令するとともに、４月１日には、部局横断的に新型コロナウイルス対策を調整する理事１名を配置した。

○感染者数の増加に伴う保健所の業務量増加に対応するため、令和２年４月13日に保健所内に専門部署として新型コロナウイルス感染症対策課を新設するとともに、４月17日に全庁横断で取り組む緊急経済対策を立案する専従プロジェクトチームの設置や、４月23日に特別定額給付金の支給業務を行う特別定額給付金課等を設置した。

○さらに、新型コロナウイルスのワクチン接種や飲食店への啓発・検査を実施するための人員を配置するなど、令和３年３月１日までの人事異動等により延べ200名の配置と担当部署の体制整備を順次行ってきた。

③　県と市の連携・役割分担

○本市の第１例目発生当初から、県市の新型コロナウイルス感染症対策部局が、常に情報共有や交換を行いながら感染症対策を講じた。

○県は地域医療体制の確保やまん延防止など特措法に基づく措置の実施主体となるが、本市は保健所設置市であることから、地域外来・検査センターの設置や宿泊療養所の運営協力などに連携し対応した。

○令和２年４月２日以降は、県・市合同専門家会議の事務局運営を共同で行い、リスクレベルの一本化や医療提供体制の再構築など、感染拡大防止と医療提供体制の確保に県市連携で取り組んでいる。

▲　熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策合同専門家会議

参考　熊本市の感染症対策に関する主な出来事

令和２年１月２７日　第１回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部開催
２月　３日　熊本市帰国者・接触者相談センターを開設
２１日　本市第１例目の感染者を確認
３月　２日　学校等の臨時休業（～５月 31 日）
２４日　第１回熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催
２５日　市内の温浴施設で初のクラスター発生（クラスター対策班派遣）
３１日　熊本市独自のリスクレベル作成
４月　３日　第１回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
１３日　熊本市保健所に新型コロナウイルス感染症対策課設置

７日　１日　熊本市医師会ＰＣＲセンターを設置
９月　９日　熊本市中心市街地飲食店従業員ＰＣＲ検査を実施
９月２４日　熊本市議会から新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言
１０月２６日　熊本県と熊本市のリスクレベルを一体化

１２月　９日　接待を伴う飲食店に緊急出張ＰＣＲ検査を実施
下旬　介護老人保健福祉施設で大規模クラスター発生
３０日　熊本市中心市街地の酒類を伴う飲食店等への時短要請（22 時まで）

令和３年１月１０日　熊本市医療非常事態宣言発令
１４日　熊本県独自の緊急事態宣言発令
熊本県内の飲食店等への時短要請（20 時まで）
２４日　第５回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
（入院基準の見直しなど医療提供体制の再構築を決定）
２月１７日　熊本市医療非常事態宣言、県独自の緊急事態宣言を解除